

報告第11号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和8年6月26日提出

瀬戸内市長 黒石 健太郎

専 決 処 分 書

損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

令和8年6月8日

瀬戸内市長 黒石 健太郎

損害賠償の額を定め和解することについて

瀬戸内市立邑久中学校内で発生した事故の損害について、次のとおり賠償額を定め、和解するものとする。

1 事故の相手方

住 所
氏 名

岡山県瀬戸内市

2 事故の概要

令和7年12月22日午後2時20分頃、邑久中学校に懇談のため来訪した相手方の車両に部活動中のボールが当たり、損傷したもの。

3 和解の要旨

瀬戸内市は、本件事故に係る損害につき、損害賠償金として、56,760円を相手方に支払う。